

『三訂版 銃砲刀剣類所持等取締法・火薬類取締法・危険物関係法令集』

補遺

東京法令出版株式会社

「銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令」（令和四年七月一日政令第一四三号）により、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三三年政令第三号）が改正され、令和四年七月一二日から施行されました。次のとおり、改正の内容を掲載いたします。
本書の御使用に際しましては、お手数をおかけいたしますが、改正該当箇所に御留意いただきますよう、お願い申し上げます。

（傍線部分が改正箇所です。）

該当箇所	新	旧
九二頁 上段	<p>（人の生命又は身体を害する罪等）</p> <p>第二条〔略〕</p> <p>2 第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四十九 〔略〕</p> <p>五十 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために行行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）第二十条（同法第十三条第六項に係る部分に限る。）に規定する罪</p>	<p>（人の生命又は身体を害する罪等）</p> <p>第二条〔略〕</p> <p>2 第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四十九 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>